アルプス訪問看護　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社 Sol Naciente が開設するアルプス訪問看護（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師又は准看護師等（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

１　ステーションは、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を目指すものとする。

２　ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第３条　ステーションは、事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

（事業の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　アルプス訪問看護

（２）所在地　　長野県松本市清水２丁目３番７号　KR ワークス清水１階Ｂ

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者（看護師又は保健師）　　１名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、管理上支障がない場合は、自らも事業の提供にあたる。

（２）看護職員（保健師、看護師又は准看護師）　　常勤換算２．５名以上

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第６条　ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日まで

ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）上記営業日・営業時間以外でも、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の内容）

第７条　指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

（１）病状・障害・日常生活の観察

（２）清拭・洗髪等による清潔の保持

（３）食事及び排泄等日常生活の世話

（４）褥瘡の予防・処置

（５）日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

（６）ターミナルケア

（７）認知症患者の看護

（８）療養生活や介護方法の指導

（９）カテーテル等の管理

（10）その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

（利用料等）

第８条

１　指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の支払いを利用者から受けるものとする。

（１）訪問看護と連携して行われる死後の処置　20,000 円

（２）次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費　1 キロメートルあたり往復 50 円

（３）前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、松本市（ただし安曇地区、奈川地区、四賀地区を除く）とする。

（緊急時等における対応方法）

第１０条

１　看護職員等は、指定訪問看護等のサービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

２　前項における対応を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条

１　ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。

（４）前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条

１　ステーションは、社会的使命を充分認識し、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備するものとする。

（１）採用時研修　　採用後２か月以内

（２）継続研修　　年１回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間（事故・苦情・身体拘束に関する記録は５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Sol Naciente と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は令和８年３月１日から施行する。